| | | |
|---|---|---|
| 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 | 当該事業年度に係る年度計画に定めた項目 | 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書 |
| | 一　当該事業年度における業務の実績。なお、当該項目が法第四十条第二項第三号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第二号及び第四号から第六号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。<br>イ　中期計画及び年度計画の実施状況<br>ロ　当該事業年度における業務運営の状況<br>ハ　当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値<br>ニ　当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報 | 中期計画に定めた項目 |
| | 二　当該項目が法第四十条第二項第二号から第六号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について支援センターが評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。<br>イ　評定及び当該評定を付した理由<br>ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策<br>ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況 | |

| | | |
|---|---|---|
| イ　評定及び当該評定を付した理由<br>ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策<br>ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況 | 一　中期目標の期間における業務の実績。なお、当該項目が法第四十条第二項第三号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第二号及び第四号から第六号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。<br>イ　中期目標及び中期計画の実施状況<br>ロ　当該期間における業務運営の状況<br>ハ　当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値<br>ニ　当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報<br>二　当該項目が法第四十条第二項第二号から第六号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について支援センターが評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。<br>イ　評定及び当該評定を付した理由<br>ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策<br>ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況 | 中期計画に定めた項目 |
| | | 中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書 |

2　支援センターは、前項に規定する報告書を法務大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（会計の原則）

**第十四条**　支援センターの会計については、この省令の定めるところにより、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

3　独立行政法人会計基準は、この省令の規定に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。